

猪名川町いじめ問題対策審議会部会設置要綱

令和7年 3月28日

教育委員会要綱第2号

(設置)

第1条 猪名川町いじめ問題対策審議会（以下「審議会」という。）は、猪名川町いじめ問題対策審議会条例（平成26年条例第82号）第2条第2号に掲げる事項（以下「重大事態」という。）の調査審議を円滑に進めるため、猪名川町いじめ問題対策審議会部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、重大事態に係る調査審議を行う。

(組織)

第3条 部会は、審議会の会長が指名する審議会の委員及び臨時委員（以下「部会委員」という。）で組織する。

2 部会は、複数設置することができる。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、部会委員の互選により選任する。

2 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会委員が、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会における調査審議に関する決定は、これをもって審議会における調査審議に関する決定とする。この場合、その結果を審議会に報告するものとする。

5 部会長は、必要と認められるときは、部会委員以外のものを会議に出席させ、発言を求めることができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営その他部会に関して必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。